

第3回住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会議事要旨

1 日時 平成17年7月4日(水)15時00分から17時30分

2 場所 中央合同庁舎第2号館総務省省議室

3 出席者(敬称略)

堀部政男座長(中央大学大学院法務研究科教授・一橋大学名誉教授)、縣忠明(産経新聞東京本社論説委員室論説委員)、荒川満(東京都総務局行政部長)、飯田政之(読売新聞東京本社論説委員)、石川雅己(全国連合戸籍事務協議会会長(千代田区長))、稲葉馨(東北大学大学院法学研究科教授)、宇賀克也(東京大学大学院法学政治学研究科教授)、片木淳(早稲田大学大学院公共経営研究科教授)、北村龍行(毎日新聞社論説室論説委員)、清原慶子(三鷹市長)、小牧次郎(全国市区選挙管理委員会連合会副会長)、佐野真理子(主婦連合会事務局長)、城本勝(日本放送協会放送総局解説委員室解説委員)、中田宏(横浜市長)、森本昌義(株ベネッセコーポレーション代表取締役社長兼COO)

4 議題

ヒアリング

5 議事の概要

- (1) 座長からメンバーの出欠及びヒアリング日程について説明があった。
- (2) 事務局から、ヒアリング出席者について説明があり、その後、各団体からのヒアリングが行われた。主な意見等は以下のとおり。

○財団法人日本世論調査協会

- ・ 日本の世論調査は、世界的にも高く評価されている。その要因の一つは、無作為標本抽出法の基本理念に従い、確率論的に正確な調査対象者名簿を作成し、調査を実施することができるから。それを可能としているのが住民基本台帳である。
- ・ 協会に加盟する各機関・研究者に対して、協会の倫理要綱に基づいて厳正かつ科学的な調査を実施するよう求めてきている。個人情報保護は、法制定以前からの職業倫理、研究者倫理ともいうべきもの。
- ・ 民主主義社会において世論の動向を統計的に正確に把握し、国民が世論について認識を共有し、これが国の政策に反映されることが必須である。
- ・ 今後とも科学的世論調査が継続的に可能となるよう、住民基本台帳の閲覧が可能となることを、また、全国的にある程度統一的なガイドラインが設定されるよう要望する。
- ・ 選挙人名簿についても、選挙区ごとにサンプリングした世論調査のため今後とも閲覧が可能となるよう要望する。

○日本社会学会、日本教育社会学会、日本グループ・ダイナミックス学会、日本行動計量学会、日本社会心理学会、日本都市社会学会、日本マス・コミュニケーション学会、社会調査士資格認定機構

- ・ 住民基本台帳及び選挙人名簿抄本は、世論調査をはじめ、「社会調査」と呼ばれる統計学に基づく計量的な調査を行うときの最も基本的なベースとなっており、この台帳の存在抜きに、科学的調査を行うことは、極めて困難である。
- ・ もし閲覧ができなくなると、実証的な調査研究を重要な研究手段の一つとする人文・社会科学系の学会は、多大な制約を受ける。
- ・ たんに学会のみならず、行政、産業、マスコミなど各界に対しても深刻な影響を及ぼすこととなる。また、社会調査に関する教育という面からも必要。
- ・ プライバシーの保護に厳正な配慮が必要であり、これまでも、最も重要な職業倫理として、自己規制に努めてきたが、今後とも一層の努力を尽くしたい。学術調査とそうでないものとを識別する仕組みについてもさらに検討したい。
- ・ 住民基本台帳及び選挙人名簿抄本の閲覧制度の見直しにあたっては、科学的な統計調査の意義を尊重し、一律的な全面非公開につながるような改正は避けて頂きたい。

○社団法人日本マーケティング・リサーチ協会

- ・ 個人情報保護の社会的な意識の高まりを背景に、これまで原則公開とされてきた閲覧制度について抜本的な見直しを行うことについては、十分理解できる。しかし、一部の悪質な行為を基に、市場調査の対象者の抽出のために住民基本台帳の閲覧が禁止される意見が存在していることについては、大きな懸念を有している。
- ・ 市場調査の社会的な使命は、生活者と供給者の双方向のコミュニケーションを促進することによって、より生活者のニーズに沿った商品やサービスの提供を可能にするものである。市場経済の公正な発展のために、重要な社会的役割を果たすものである。
- ・ 市場調査の社会的信頼を確立し、維持するため、すべての加盟機関が、「マーケティング・リサーチ要領」を遵守するとともに、プライバシーマークを取得することを目指すなど万全の活動を行っている。もとより調査に名を借りて販売活動を行うなどの行為は、絶対に許されない。
- ・ 住民基本台帳法の改正に当たり、市場調査の名簿抽出については閲覧を継続していただきたく、要望する。

○熊本市

- ・ 住民基本台帳の公用閲覧に不適切な運用があったという問題が契機となった。また、住民基本台帳ネットワークシステムの第一次稼働の時期と重なり個人情報保護に対する市民の関心も高かったことから、個人情報保護のための抜本的な見直しの取組を開始した。

- 「閲覧請求に係る事務取扱要綱」の改正など事務処理基準の整備を図るとともに、閲覧システムについて運用面の改善を進めてきた。また、閲覧を公共用に限るよう閲覧制度の法改正要望を行ってきた。しかし、個人情報保護に対する意識が高まる中、そのような対策だけでは不十分ではないかということから、DM等の住民を特定しない大量閲覧の制限を規制する条例の制定に向け、本格的に検討を開始した。
- 条例の制定に当たり最も検討した点は、住民基本台帳法第11条第1項との関係で、被閲覧者を特定しない閲覧の請求を制限することが法的に可能かどうかという点であったが、過去の閲覧申請を分析した結果等を踏まえ、被閲覧者を特定しない閲覧請求については、住民基本台帳法第11条第3項に該当し、拒否できると解釈できると判断した。
- 今後の課題は、閲覧を許可することとしている公益性の高い場合について、公益性の判断をどうしていくかである。
- 選挙人名簿の閲覧制度については、プライバシー保護の観点から見直す必要があるのではないか、また、縦覧制度については、選挙人本人の情報開示の制度として構成し直すべきではないかと考えている。

(3) 事務局から、次回は7月13日に関係団体からのヒアリングを行うことを説明した。

(文責：事務局)